

平成30年度税制改正 要望と成果

1. 石油化学製品製造向け原料に係る揮発油税、石油石炭税の本則非課税化

【税制改正大綱】

原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。

※本則化は成されなかったものの、引き続き検討課題となる

2. 地球温暖化対策税の抜本的見直し

【税制改正大綱】

「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当する。

地球温暖化対策のための税は着実に実施することとされた

※これまでと比べ具体案が示された

3. 軽油引取税の課税免除措置の期間延長ないし恒久化

【税制改正大綱】

セメント製品製造業、生コンクリート製造業、鉱物の掘採事業、鉱さいバラス製造業を営む者が使用する機械の動力源の用途及び電気供給業を営む者が使用する汽力発電装置の助燃の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年延長する。

※恒久化は成されなかったものの、適用期限が3年間延長となる

4. 臨海工業地域を中心に引き続き、必要な防災・減災対策の推進

【税制改正大綱】

民間事業者が所有する護岸等の耐震改修を促進し、大規模地震発生時の航路機能を確保するため、護岸等の耐震改修を行った民間事業者に係る法人税および固定資産税等の特例措置を拡充・延長する。

※法人税、固定資産税の減免期間延長、および特例率が拡充された